

細則様式第 4 号

論文審査及び最終試験結果報告書			
氏名	木村 千代子		
入学年度	平成 28 年度	学籍番号	16GG601
領域	看護学	分野	
審査委員	主査	藤田 あけみ	
	副査	大津 美香	
	副査	大庭 輝	
	副査	木立 るり子	

論文題目： 生命の危機的状況にある高齢者の代理意思決定に関する研究

審査結果要旨：

生命の危機的状況において医療やケアの自己決定が難しい場合に、家族に代理の決定を求める現状があり、決定時のみならず決定後においても、家族の負担が大きいとされている。本研究は、高齢者が救急搬送された際の代理意思決定への看護の示唆を得るために、決定前後要因を含めた高齢者家族の代理意思決定の特徴を明らかにすることを目的とした。研究Iでは、生命の危機状況における全体的な意思決定の概念構成を明らかにするため、国内外の 29 文献の質的研究を分析データとし、Rodgers の提唱する概念分析を行った。結果、家族の意思決定の概念として、【救命という特殊な場で決断までの時間が少ない中で考える】【自責の念を持ちつつも心理状態が不安定な中で考える】など 5 概念と、関連する先行要件、帰結を抽出した。研究IIでは、高齢者が救急搬送された際の代理意思決定の特徴を明らかにすることを目的に、治療選択の経験を持つ家族 10 名に研究Iの結果をもとに半構造化面接を行った。内容分析の結果、新たな概念は抽出されなかったが、意思決定に先立って生じる先行要件として、【異変を察知し、死の不安を感じながら対応する】、意思決定に後続して生じる帰結として、【これからも療養生活を支える】が新たに抽出された。いつもと異なる症状や好転しない高齢者の状態、高齢者の回復後の状態を見据えた決定であり、意思決定家族の心理的負担や介護負担を考慮した支援の必要性が示唆され、クリティカル領域での家族看護の向上に寄与する知見が得られた。

審査論文はテーマに関する内容が系統的に過不足なく記述されており、学位審査会において、研究内容の意義、結果について理解していることが確認された。以上の結果から、研究内容は博士後期課程の研究として十分な内容を有し、申請者は博士に相応しいレベルにあると判定した。

最終試験 令和 3 年 7 月 29 日

試験の結果は 合格 ・ 不合格 と判定する。